

## 堺市立学校児童生徒用パソコンの貸与に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市立学校における児童生徒用パソコンの貸与に関し、必要な事項について定める。

(貸与物品)

第2条 貸与する物品は児童生徒用パソコン及びその付属品（以下「児童生徒用パソコン」という。）とする。

(対象)

第3条 児童生徒用パソコンの貸与の対象者は、堺市立学校の児童生徒とする。

(貸与手続き)

第4条 児童生徒用パソコンの貸与を受けようとする者は、「堺市立学校児童生徒用パソコン貸与申請・同意書」（以下「同意書」という。）を在学する学校へ提出するものとする。

2 校長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めるときは、児童生徒用パソコンの貸与を決定するものとする。

3 貸与を受けた児童生徒及び保護者は、在学する学校から他の堺市立学校へ転出又は進学し、児童生徒用パソコンの貸与を受ける場合は、あらためて当該校へ同意書を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 児童生徒用パソコンの貸与期間は、児童生徒が堺市立学校に在学する期間とする。

(管理)

第6条 校長は、所定の管理台帳により児童生徒用パソコンの貸与状況を把握し、常に良好な状態で使用できるよう適正に管理しなければならない。

(児童生徒用パソコンの取扱い)

第7条 使用者は、児童生徒用パソコンを適正に使用するとともに、使用及び携帯中の破損、紛失、故障等の防止に十分注意しなければならない。

2 児童生徒及び保護者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 児童生徒用パソコンを第三者に使用させ、又は転貸すること。

(2) 児童生徒用パソコンを売却、廃棄又は故意に破損すること。

(3) 児童生徒用パソコンを学習活動以外に使用すること。

(4) 児童生徒用パソコンを利用して、使用者以外の者に対して危害を加えること。

(5) その他児童生徒用パソコンの貸与の目的に反する行為を行うこと。

(破損、紛失、故障等)

第8条 保護者は、児童生徒用パソコンの破損、紛失等が発生した場合は、直ちに学校へ連絡し、校長から要請があった場合は、書面で報告しなければならない。

2 前項に規定する「破損、紛失等」とは、破損、分解、損壊、改造、改変、故障、毀損、紛失、盗難、滅失、譲渡、転貸、売却、その他児童生徒用パソコンが正常に動作できない状態となった場合をいう。

3 使用者による故意又は重大な過失によって生じた児童生徒用パソコンの破損、紛失等である

と認める場合は、当該児童生徒の保護者に弁償を求めるものとする。ただし、特に児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を踏まえる必要があると認める場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 保護者は、児童生徒用パソコンの使用にあたり、児童生徒又は保護者の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 児童生徒用パソコンの使用にあたり、児童生徒又は保護者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。

(貸与の取消)

第10条 校長は、第5条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、貸与を取り消すことができる。

(1) 児童生徒が当該学校の児童生徒でなくなったとき。

(2) 児童生徒が第7条第2項の規定に違反したとき。

(3) その他児童生徒用パソコンの管理運営において特別な事情が生じたとき。

(返却)

第11条 児童生徒及び保護者は、児童生徒が在学する学校から転出又は卒業する場合、速やかに児童生徒用パソコンを学校へ返却しなければならない。

2 児童生徒及び保護者は、校長から児童生徒用パソコンの返却を求められた場合は、速やかに学校へ返却しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要領施行の際、現に行われている児童生徒用パソコンの貸与に関する手続きは、この要領の規定により行われたものとみなす。